

S53年 9月 25日
認可公告

洋光台杉の木台団地建築協定書

(目的)

第1条 この協定は第5条に定める区域内における建築物の位置、構造、用途、形態又は建築設備に関する基準を協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は洋光台杉の木台団地建築協定（以下「協定」という。）と称する。

(協定の締結)

第3条 この協定は第5条に定める区域内の土地の所有権者並びに建築物の所有を目的とする地上権者および賃借権者（以下「所有権者等」という。）全員の合意により締結する。（以下協定を締結した者を「協定者」という。）

(協定の変更・廃止)

第4条 この協定にかかる協定区域、建築物に関する基準、有効期間および協定違反があつた場合の措置を変更しようとするときは、協定者全員の合意によらなければならない。

この協定を廃止しようとする場合は、協定者の過半数の合意を得なければならない。

(協定区域)

S53年9月25日

認可公告

第5条 この協定の区域は王子緑化株式会社が宅地造成した杉ノ木台団地（横浜市港南区篠下六丁目2992番5他）で次にかかげる区域とする。

区画番号	区画番号	区画番号
公益用地		
A - 1	B - 8	C - 11
" - 2	" - 9	" - 12
" - 3	" - 10	D - 1
" - 4	C - 1	" - 2
" - 5	" - 2	" - 3
B - 1	" - 3	" - 4
" - 2	" - 4	E - 2
" - 3	" - 5	" - 3
" - 4	" - 6	" - 4
" - 5	" - 7	" - 5
" - 6	" - 8	" - 6
" - 7	" - 9	
	" - 10	

以上37区画

（建築物の制限

第6条 前条に定める区域内の建物の位置、構造、用途、形態は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 1戸建とし住居専用若しくは医院（獣医院を除く。）併用住宅とすること。
- (2) 階数は地階を除き2以下とすること。
- (3) 地盤面（本協定締結時における）からの最高の高さは10m、

軒の最高の高さは7mをこえてはならない。

- (4) 外壁又はこれに代る柱の面から隣地境界線及び道路境界線までの距離は1m以上とすること。ただし建築基準法施行令第135条の5の規定に適合する建築物並びに戸袋、又は床面から35cm以上の出窓についてはこの限りでない。
- (5) 敷地の分割、統合はできないものとする。
- (6) コンクリートブロック等閉鎖性のある塀は、宅地盤から1m以内の高さにするものとし、それ以上の高さについては生垣又はネットフェンス等開放性のある構造のものとしなければならない。ただし宅地盤面が道路面より低い宅地に係る塀はこのかぎりではない。

(有効期間)

第4条 協定の有効期間は市長の認可公告のあつた日から第4条に定める協定の廃止の認可公告があつた日迄とする。ただし、違反者の措置に対しては期間満了後もなお効力を有するものとする。

(効力の継続)

第8条 本協定は、この協定の認可公告のあつた日以後において、本協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(違反者の措置)

第9条 第6条の規定に違反したものがあつた場合、第12条に定める委員長は、委員会の決定に基き当該所有権者等に対して、工事施行の停止を請求し、かつ文書をもつて相当の猶予期間をつけて当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

2. 前項の請求があつた場合、当該所有権者等はこれに従わなければならぬ。

(裁判所への提訴)

第10条 前条第1項に規定する請求があつた場合において、当該所有権者等がその請求に従わないときは、委員長はその強制履行又は、当該所有権者等の費用をもつて、第三者にこれを為さしめることを裁判所に請求するものとする。

2. 前項の出訴手続等に要する費用は、当該所有権者等の負担とする。

(委員会)

第11条 協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 委員会は、協定者の互選により選出された委員若干名をもつて組織する。

3. 委員の任期は2年とする。ただし補次の委員の任期は前任者の任期の残存期間とする。

4. 委員は再任されることができる。

(役員)

第12条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

会計 1名

2. 委員長は、委員の互選により選出する。委員長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。

3. 副委員長および会計は、委員の中から委員長が選択する。

4. 副委員長は、委員長事故あるときこれを代理する。

5. 会計は、委員会の経理に関する業務を処理する。

(補則)

第13条 この協定に規定するもののほか、委員会の運営、組織、議事並びに委員に関して必要な事項は別に定める。

付則

1. この協定は、市長の認可のあつた日から効力を発する。

2. この協定書は、三部作成し、二部を市長に提出し、一部を委員長が保管し、その写しを協定者全員に配付する。